

名家連ニュース

令和2年8月20日(木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.745号

障害年金復習シリーズ⑩ ガイドライン及び診断書の着目点(2)

● 表面の⑩は、障害の状態(平成・令和 年 月 日 現症)です。障害認定日の診断書は初診から1年6カ月経過した時点と定められていますが、本来請求(認定日請求)、遡及請求、事後重症、額改定請求する場合は現在の主治医の診断書が必要になります。この場合、診断書の有効期間は現症日から3カ月なので現症日から3カ月以内に年金申請を完了しなければなりません。

● 表面⑩のア欄の「現在の症状・状態像」は、実態を包み隠さず医師に伝え、該当する箇所には○をつけて頂くように、イ欄は「その程度・症状・処方薬等を具体的に記入して下さい」とありますので、その内容を具体的に記入して頂くように依頼することが大切になってきます。

- 裏面⑩ウ欄の 1 日常生活状況 家族及び社会生活についての具体的な状況(ア)(イ)を記入
- 2 日常生活能力の判定(7項目4段階評価)
- 3 日常生活能力の程度(5段階評価)

2と3の日常生活能力のチェック欄について再度、復習していきましょう。



障害年金復習シリーズ⑪ ガイドライン及び診断書の着目点(3)

《日常生活能力の判定と程度》

● 初診日要件、保険料納付要件がクリアできたとしても障害状態の要件が認定基準に該当しなければ、本来の年金を受給することができなくなってしまう。

● 右表に掲載した名家連作成の参考資料を掲載致しますので、これらを活用して日常生活能力の実態を記録していきましょう。

● 診断書2面(裏面)の⑩のウの2. 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください)とあり、その下段に赤字で(判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断して下さい)と明記されています。

● 医師は、単身生活を前提として、7項目4段階のチェック欄□にチェックを入れています。

● しかし、不支給となり諦めていた相談者の診断書の殆どは、日常生活能力の実態が正しく反映

障害年金診断書—障害状態を正しく医師・PSWIに伝えるために 診断書の内容に沿って現状を文書(メモ)にする際の事例

診断書の日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください)

(判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)

(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。
食事前準備(食材の準備、料理、飯炊き、食後の洗い物や後片付けなどの一連の作業)
◆現在、家族の支援状況を記載して下さい。障害状況が明らかな具体的な事例があれば記載して下さい。
◆炊事作業の他、ゴミの分別や指定日時のゴミ出しなど食事にまつわる作業は多々あります。

(2) 身の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。
◆洗濯や4季折々の衣服の整理整頓、布団干し、トイレ、風呂掃除など身の清潔保持に関する作業は多々あります。家族の支援の状況を書き出して下さい。
※びっくりするような具体的な状況があれば、事例として記載して下さい。

(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物ができる。計画的な買い物ができるなど。
◆衝動的に買い物したり、お金があるだけ使ってしまうこと。逆にお金を使わない、買い物全くしないお金を使わないことなど、具体的な事例を織り交ぜて記載して下さい。
※一度に沢山のお金を使う、欲しいと思ったら後先考えずに買ってしまう事例も記載して下さい。

(4) 通院と服薬(要・不要)—定期的に通院や服薬を行い、病状などを主治医に伝えることができるなど。
◆付添いが必要な場合や薬の飲み忘れの頻度や自己管理の状況、診察時間内にどれだけ伝えられているか、本人からの関わりを大切に現状を記載して下さい。

(5) 他人との意思伝達および対人関係—他人の話を聞く、自分の意志を相手に伝える、集団的行動が可能ななど
◆家族が日常生活で体験してきた状況及び本人からの聞き取りを大切に現状を記載して下さい。

(6) 身の安全保持及び危機対応—事故などの危険から身を守る能力がある。通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。
◆今までにそうした事態に直面し、パニックのような状況があった場合は具体的な事例として記載して下さい。

(7) 社会性—銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能、また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。
◆役所や年金事務所に向いて手帳や年金の更新手続きが行えるかどうか、近所の方々と挨拶ができるかどうかなど

されていないものばかりでした。

(1) 本人の状況を診察室で判断する医師と毎日の生活を援助している家族

(2) 診断書を作成する医師、診断書の内容がよく判らない家族一等々の理由があるにしても本人の日常生活能力を把握しているのは、他ならぬ家族であることは誰が考えても明かではないでしょうか。

● 右表に名家連作成の参考資料を掲載致しますので、これらを活用して日常生活能力の実態を記録し、主治医に伝わるようにしましょう。

● 事例：診断書の日常生活能力の判定

(1) 適切な食事—食事の準備（食材の準備、料理、飯炊き、食後の洗い物や後片付けなどの一連の作業）これを単身で生活した場合、4段階のどこに当てはまるのかを記入するものです。

できる—日常生活能力の程度（1）非該当

自発的にできるが時には助言や指導を必要とする—日常生活能力の程度（2）（3）

自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる—日常生活能力の程度（3）（4）

助言や指導をしてもできない若しくは行わない—日常生活能力の程度（5）

本人の日常生活状況をまとめてきました。診断書作成の際に参考にさせていただきますようお願いいたします。

(1) 適切な食事

(2) 身辺の清潔保持

(3) 金銭管理と買い物

(4) 通院と服薬（要・不要）

(5) 他人との意思伝達および対人関係

(6) 身辺の安全保持及び危機対応

(7) 社会性

日常生活能力の程度（5段階評価）

毎日本人と暮らし、病状の対応及び生活支援をしている家族として、本人の状況は、日常生活における身の回りのことも、多くの援助を必要としており、日常生活能力の程度は（4）に該当しています。

令和元年 月 日 (続柄) 母 氏名 印



《ガイドラインの障害等級の目安》

診断書記載項目のうち「日常生活能力の程度」の評価及び「日常生活能力の判定」の評価を組み合わせたものが、どの障害等級に相当するかの目安を示したものです。

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5 以上	1 級	1 級又は 2 級			
3.0 以上 3.5 未満	1 級又は 2 級	2 級	2 級		
2.5 以上 3.0 未満		2 級	2 級又は 3 級		
2.0 以上 2.5 未満		2 級	2 級又は 3 級	3 級又は 3 級非該当	
1.5 以上 2.0 未満			3 級	3 級又は 3 級非該当	
1.5 未満				3 級非該当	3 級非該当

《表の見方》

- 「程度」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」の 5 段階評価を指す。
- 「判定平均」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の判定」の 4 段階評価について、程度の軽い方から 1～4 の数値に置き換え、その平均を算出したものである。
- 表内の「3 級」は、障害基礎年金を認定する場合には「2 級非該当」と置き換えることとする。